

発行：1992年 2月 6日

# 在日外国人の 参政権を考える会 福井 ニュース NO. 4

連絡先：福井市西方1-2-11  
TEL：0776-21-8008

代表：嶋田 千恵子

年が明け、早や1ヵ月が過ぎました。  
今年最初のニュースNO. 4をお届けします。

## 県人権擁護委員連合会への申し入れ行動 … 報告

昨年(1991)の12月6日、会の事務局メンバー6名は福井県人権擁護委員連合会に対して、在日韓国・朝鮮人に対する民族差別を原因にした人権抑圧の解消に向けて取り組むこと、とりわけ「定住外国人(在日韓国・朝鮮人)への地方参政権の保障」と「人権擁護委員の選出方法を定めた人権擁護委員法の改正」について、早急に対応することを申し入れました。(「申し入れ書」参照)

県人権擁護委員連合会の役員との面会をもとめて、12月4日から始まった国連人権週間(\*12月10日は国連人権デー)にあわせて、福井県民会館に設置された「特設人権相談所」を訪れた私たちに対して、青木是忠福井人権擁護委員協議会長と福井法務局人権擁護課の職員が応対。

この時、この申し入れを取材するため部屋に待機していた報道陣に対して、両名が「相談者の秘密厳守」を楯に写真の制限並びに部屋から出るよう要請した為、報道陣から取材の制限だとの抗議を受けました。私達も「民族差別の実態を明らかにするためにもむしろ積極的な報道を希望する。当事者がいいと知っている以上、制限する理由はない」と抗議。この押し問答が10分以上続きました。

取材を拒否する理由に窮した彼らは「とりあえず」として、私達を中にいれ話を聞くということになったのですが、私達が用意してきた「申し入れ」を読み終えるとまたしても取材陣に出ていくよう指示。ここでまたひとめ、さらにその後も何度か法務局の職員が、取材をやめるよう言っていました。報道陣はこれを無視、結果的には部屋の中において、私達の交渉を遠巻きに取材するという形になりました。

なんとしても、報道陣を排除したいという人権擁護委員会の姿勢には私達の申し入れを迷惑がっていることがありありとみえ、その後の交渉でも、木で鼻をくくる対応に終始し、ともすれば話を打ち切ろうとする対応にこれが人権を擁護する立場の者の態度かと呆れるばかりでした。

法務省人権擁護局発行の「人権の擁護」というパンフには解決されるべき問題として、同和・婦人・障害者問題(馭マ)・いじめ問題をあげるとともに、特に啓発活動重点目標を「社会の国際化と人権—国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう」と定め、外国人の人権擁護をあげています。とすれば、在日外国人のうち最大数を占める在日韓国・朝鮮人問題についてもっと積極的になってもよさそうなのですが、実態はそうはなっていません。

じつはこの啓発活動重点目標は「アメリカにおけるマイノリティー問題等についての認識不足がみられるとの指摘を内外から受けるなど……」とその制定理由が述べられていることからわかるように、自国の民族差別を反省して掲げられたものではなく、欧米の批判に「取り繕う」ようにしてつくられたものなのです。

従って、まさに「絵に書いた餅」以下のものでしかありません。そのことは交渉の中でも、委員の発言のはしばしに表れていました。

✳

「在日韓国・朝鮮人への民族差別をどう思うか」

「差別はいけません」

「委員会として、民族差別の克服にどう対応しているのか」

「私達のところには、問題として上がったことはない」

「訴えても、在日韓国人ということで取り上げられなかったことがある」

「「……………」

「民族差別はないと言うのか」

「……………」

「〔人権擁護委員執務規程〕の中には、〔委員は常に人権侵犯事件の情報の収集に留意し、新聞その他出版物の記事、匿名の申告または風説であっても、人権侵犯に関係のあるものはこれを看過することなく、真偽を確かめ〕相応の措置をとらなければならない、と定めてある。民族差別の実態について記しているものは山のようにある。訴えがなかったから知らなかったというのは理由にならないのではないか。」

「内部で民族差別についての話合いや研修会などはおこなわれているのか」

「委員会として行ったことはない」

「それではなにが民族差別か、見抜けないのではないか」

「委員の方はそれぞれ見識をお持ちだと思う。」

「それではあなたの民族差別についての考え方を聞きたい」

「差別はみんないけないことです」

「それぞれの差別にはその理由、背景があり、それを踏まえての解決策が提起されるのではないか。差別一般ではなにも解決されない」

「定住外国人、その大半を占める在日韓国 朝鮮人に地方参政権を保障しないのは差別ではないか」

「委員会の見解は私から言うことはできない。申入れの趣旨は連合会へ伝える」

「人権擁護委員の一人として、あなたは思うのか」

「……………」

———こんな、やりとりを30分程繰返しました。人権擁護委員会としての見識も、誠意も感じられない30分でした。———

\*最後に、「申入れ書」への回答の確約を迫ったのですが、言を左右にして、はっきりした態度をとりませんでした。

そのせいか、約2カ月たった現在、人権擁護委員会からはなんの連絡もありません。人権擁護を標榜している以上、この問題から逃げようとする態度を許さず、これを機に人権擁護委員会が積極的に民族差別を始めとして、各種の差別問題に真摯に取り組むよう、今後も追及していきましょう。

〔文責・高原〕

### 在日外国人に参政権を 「考える会」人権委連に要望



在日韓国・朝鮮人の地方参政権問題など、県人権擁護委員連合会への申し入れをする市民団体メンバー

在日外国人の参政権を考  
える会・福井(嶋田千恵子代  
表)は六日、県人権擁護委員  
連合会(木村伝兵衛会長)  
に対し▽在日韓国・朝鮮人  
の地方参政権の保障▽人権  
擁護委員の選出に伴う法改  
正―について申し入れた。  
同会は今年五月、福井地  
裁への在日韓国人の地方参  
政権訴訟を契機に、民族差  
別を解消しようと結成。こ  
の日、会員六人が福井市の  
県民会館で開かれている人  
た。

「住民としての義務を果  
たしながら、権利がないこ  
とは人権の侵害である」在  
日韓国・朝鮮人の差別に対  
する委員会の見解を示して  
ほしい」人権擁護委員法の  
選出資格に「選挙権を有す  
る住民」とあるのは撤廃し  
てほしい」などと申し入れ、  
文書で回答するよう求め  
た。

(以下 他参加者の感想)

その日は、ちょうど福井市の人権相談の日ということで県民会館の相談会場へ申し入れをおこないました。人権相談というのは個人の相談なので、団体が申し入れをするというのは前代未聞のことだったのでしょう。私達が部屋に入ると、法務省の係官や相談員の人達がウロたえているのがよく分かりました。それは、ある程度仕方がないことかも知れませんが、私達が席について申し入れ内容を説明し、李さんが当事者としての意見を言っても相談員の方は生返事をするばかりで全く真剣みを欠いていました。そして僕がびっくりしたのは在日韓国・朝鮮人の方達の相談はこれまでになかったということです。

これはどういうことなのだろうかと考えてみました。在日韓国・朝鮮人に対する差別がなかった筈はないし、人権侵害は数限りなくあるというのに……、この擁護委員会の活動は何なのか分からない感じがしました。今回は初めてのことで互いにコミュニケーションに欠けていましたが、次回からはより突っ込んだ論議をし人権擁護委員会の在日外国人に対する活動を進めさせるようにしていきたいものだと思います。(窪田 亮二)

昨年12月6日折しも「人権週間」ということで、県民会館の特設会場を訪れた私達に開口一番「マスコミの方々は出て行って下さい」という大声と堅いガードの姿勢。考える会が取材を了解しているにもかかわらず、終始カメラを気にして気もそぞろの対応をする人権擁護委員。何か知られると都合の悪い事でもあるの？と勘ぐりたくもなります。案の定、申し入れに対して、只、受取り、伝えますと言うだけ。差別に対して個人的な見解を糺すと「差別はいけませんよ」「そのような差別は今まで聞いた事がありません」「私は差別していません」という、まさに教科書通りの模範的なお答えのみ。

「だったらどうして貴方は人権擁護委員をなさっていらっしゃるの？ 他の相談に来られた方々にも同じ事をおっしゃるんですか？」って思わず聞きたくもなるというもの。明らかに人権擁護委員自身が差別を行っている。人権擁護を訴えている行政ですらこの対応だもの、私達の未来は決して明かるいものではないようです。だからこそ、もっと声を大にして叫ばなければ。(石倉 和江)

被差別者という、いわば批判者としての砦の上に立って、差別者あるいは、それに無関心な人々を査定していくという差別批判の為され方の中に真に差別を解消していく為の道筋があるのか。それは単なる相手の抹殺を意味しないだろうか。

『自分が差別していると気づくことは、ある共同性を持ったまとまりの意識の中で自分を形成してきたということに気づくこと』だとするなら、その共同性の輪郭にある虚構を剥ぎ取りながら、個としてのまなざしを開示していく作業を協同化していくことに、差別解消の出発があるだろう。かつて金婚老が在日の埋火を差別の原野に噴出させた炎はなお、私達在日本の中に燃え続けている。

怒りは怒りとして表現の出口を探しあぐねているが、私達は、被差別の共同性の中に埋葬されることを拒否しなければならない。怒りの火が、まず自身の体と精神を焼きつくほどであるなら、いったんは、そこから遠ざかる以外に方法はない。響き合う音を探すしかない。(李 龍海)

## 成人式ピラ撒き活動

事務局会議(1/10)で“成人式にピラ撒きをしよう”という提案があった時、一同、なる程と思ったものでした。これから選挙権が自動的にあたる日本人の新成人に私達の活動を訴えることはいい事だということで、余り準備は出来ませんでした。1月15日に福井市の成人式会場のフェニックスプラザでピラ撒きをすることになりました。

当日は、よい天気です式が始まる1時間半前の12時30分には、会場前広場は晴れ着を着た男女で一杯でした。1時頃には会のメンバー8人程が集まり、横断幕を掲げハンドマイクで訴えながらピラ撒きを行いました。

新成人の若者は気もそぞろなのか晴れ着を気にしてか、ピラを受け取る人は3~4人に1人といった感じでしたが、約900枚を撒くことが出来ました。チマチョゴリを着た新成人も何人かいました。ゆっくり話をしてみたいものだと思います。大勢の若者の中には、私達の訴えを受けとめてくれる人がかなりあるものだと信じています。(「配布ピラ」参照)

### 今後の活動予定

#### [1]署名の裁判所への提出

会員の皆さんのご協力により92年1月末現在約4,000名の方の署名が集まっています。有難うございました。これらの署名は第3回口頭弁論の前々日の2月12日に福井地裁に提出します。都合のつける方は同行下さい。又、署名提出後 たるまや西武前で第3回口頭弁論の傍聴を呼びかけるピラ撒きを行います。

集合日時：2月12日(水) 16:00

集合場所：福井地裁前

#### [2]第3回口頭弁論傍聴

2月14日に第3回の口頭弁論が開かれます。これまでの2回の口頭弁論では前回のニュースでお知らせしたように、裁判長の口頭弁論をさせない裁判に終始しましたが、このことについて私達が裁判長に対し口頭弁論をさせるように要請したのが功を奏したのか 今度の第3回口頭弁論では原告側に10分間の口頭弁論が認められることになりました。是非、多くの会員の方の参加傍聴をお願いします。尚、終了後 弁護団の方からの説明会がありますので都合のつく方は、こちらの方にもご参加下さい。

日 時：2月14日(金) 13時15分から

(12時30分 地裁南側(福井新聞社側)集合)

説明会：14時00分から 於 県民会館301号室

### [3]街頭署名活動

1月までの署名は裁判所に提出しますが、引き続き署名活動は継続します。  
2月～3月の間に街頭署名を予定していますが、今回は会員の多い福井/  
武生/敦賀の3地区に分かれてそれぞれ独自に行います。  
後日、それぞれの地区に住んでおられる会員の皆さんにお願いしますので  
ご協力下さい。

人権擁護委員連合会への申し入れ行動では、他のメンバー同様 失望と怒りを  
経験しました。人間が人間として生活していく上での訴えを公に受止める立場  
の人間が話を正面から受取らず逃げることは私は犯罪だと思うのです。  
また、税金(参政権を与えられずに支払っている分もある)を使ってパンフレッ  
ト等の広報資料を作成し、美辞麗句を並べ立て本質的問題を隠蔽して、正義の  
幻想を振り撒いていることは国家的犯罪だと思うのです。  
以前、同じような感じを持ったことがあります。口頭弁論をさせない裁判を傍  
聴した時です。このことは、これらの国家機構が決して人々の為存在してい  
ないことを教えてください。皆さんは、どう思いますか? (K. Y.)

福井県人権擁護委員連合会

会長 木村傳兵衛 殿

1991年12月6日

在日外国人の参政権を考える会・福井

代表 嶋田千恵子

## 申し入れ

人権意識が定着し、人権が尊重される社会をつくるため、ご努力を続けていられる貴会に心から敬意を表します。

私達は今年の五月、県内在住の在日韓国人が『地方参政権を与えないのは違憲』との訴訟を福井地方裁判所に起こしたことを契機に在日韓国・朝鮮人に対する民族差別の実態を直視し、それらの解消にむけて微力ながら活動を続けている市民グループです。

さて、日本社会の国際化が急速に進展し、諸外国との人的物的交流が活性化している一方、在日外国人の人権が脅かされている実態が昨今様々な形で表面化し、あらためて外国人を異質なものとして排除しがちな日本人と日本社会の閉鎖性の問題が各方面から指摘されています。

法務省人権擁護局並びに貴会が「社会の国際化と人権・国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう」という啓発活動重点目標を定められて、日頃のご活動に取り組んでおられるのも、そうしたことを克服し、全ての人々が人間としての尊厳を認められる社会の建設をめざしてのことと思ひ、より一層のご活動に期待するものです。

ところで、外国人を異質なものとして排除する日本人と日本社会の閉鎖性はたんにここ数年の国際化の中であつてきたものではなく、それ以前から日本社会に根強く存在していました。その最も典型的なものが、在日韓国・朝鮮人に対する民族差別です。

現在、日本には約67万人、この福井県には5千人を超える韓国・朝鮮籍の人々が、住んでいます。これらの人々のほとんどが、明治以降、日本が朝鮮を侵略し、植民地としていく中で、土地や職などの生活基盤を日本(人)に奪われ、止むなく日本に渡って来た人や戦時中、労働力として強制連行されてきた人々とその子孫の人達です。

これらの人々は戦後40数年たった現在も、教育・就職・福祉・外国人登録証携帯義務・指紋押捺など日常生活の中にはりめぐらされた差別のなかで、生きていくことを余儀なくされています。

それは、日本(人)社会が在日韓国・朝鮮人の人権を認めていないということであり、そのことは、日本政府として、かつて日本が犯した侵略戦争に伴う朝鮮の植民地支配への反省の希薄さと戦後におけるそれらの「処理」の不誠実さ、不徹底さからくるものと断ぜざるをえません。

一方、こうした不合理な民族差別の解消に向けて、全国各地で様々な取り組みがなされています。貴会についても「国際化時代にふさわしい人権意識」の形成に向けて、民族差別の解消により積極的な取り組みをお願いするものであり、ついでには、下記の問題について人権擁護の立場から積極的な見解を示して頂くと共に、その侵害の排除のため、法務省、自治省や自治体などの関係機関に対して、適切な処置を講じて頂きますよう申入れます。

#### 1) 定住外国人(在日韓国・朝鮮人)に対する地方参政権の保障。

今年の五月、県内在住の4名の在日韓国人が丸岡町、春江町、福井市、敦賀市の各選挙管理委員会と国を相手に『地方参政権を与えないのは違憲』との訴訟を福井地方裁判所に起こしました。

原告の一人、丸岡町在住の李 鎮哲さんは1930年日本で生まれ、在日として61年間、日本で暮らしています。

他の3人も52～64年にわたって日本で暮らし、出生・勉学・結婚・就職などの生活歴の全て、又はほぼ全てが日本にあり、県民税他各種の納税義務や地域社会の構成員としての負担も日本人と同様に果たしてきました。

憲法は『地方公共団体の長、議員などは住民が直接これを選挙する(93条)』と定めています。

李さん達はまさにその地域の『住民』として暮らしてきたのですが、93条の〔地方参政権〕について、政府は「日本国籍を有する者」という制限をつけ、李さんら日本の旧植民地出身者やその子孫の参政権を認めていません。

私達は何人も『住民』として、応分の義務を果たしている以上、『住民』としての権利があつてしかるべきと考えますし、そのことは、憲法の『法の下での平等(14条)』や93条、また、日本も批准した国際人権規約の「内外人平等・参政権の保障」(B規約25条)にも明記されていることです。

昨年5月、ドイツで日本女性のソプラノ歌手・田中千穂子さんが地方議会



に立候補しました。この他、フランス・イギリス・ノルウェー・オランダなど十数カ国で定住外国人に参政権が認められています。

このように諸外国では自治体選挙においては国籍ではなく「どこに住んでいるか」が参政権の有無を判断するものとなっています。

「代表なくして、課税なし」としてアメリカ独立戦争が始まったように、近代社会において、参政権は民主主義を象徴するものであり、基本的人権を保障するものです。

とりわけ、日本において在日韓国・朝鮮人の人々に参政権を保障することは、その歴史的経緯や民族差別の現状を克服する意味でも必要なことです。

李さん達は裁判という法的手段に訴えましたが、事は李さん達だけの問題ではなく、在日韓国・朝鮮人全体の人権問題です。

戦後40数年間、在日韓国・朝鮮人の人々の人権を踏みにじってきたうえに、さらにその状態が今後も続いていくことを見逃ごすことは、「人権の共存」に反します。国籍で〔地方参政権〕を制限する合理的理由は何もありません。定住外国人（在日韓国・朝鮮人）に対する地方参政権が保障されるよう貴会のご努力をお願いします。

## 2) 人権擁護委員の選出方法について

国際化にふさわしい人権意識を啓蒙し、その侵害を排除することを活動目的とされている人権擁護委員の選出方法について、人権擁護委員法第6条3項が「市町村長は～当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民～から、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」としているのは、まさに地方選挙権を剥奪され、差別されている定住外国人(在日韓国・朝鮮人)の存在を前提にして、その排除を目的にしているとしか考えられません。これは、全ての人々の人権の共存を願う貴会を含めた人権擁護機関の委員の選出方法としては不適当です。この条項の撤廃を申入れます。

なお、申入れの点についての処置、ご見解などについては当方にも、下記のところまで文書でご回答いただきますようお願いいたします。

福井県福井市西方1-2-11

嶋田 千恵子 宛

# 成人になっても選挙権なし！

新しく成人になられた皆さん  
おめでとうございます

皆さんはこれから、社会人として様々な義務を果たしながら、権利を行使することが出来ます。社会人としてもっとも大きな権利は選挙権です。選挙権は選挙で一票を投ずることによって政治に参加する権利です。この大事な選挙権を認められていない人達がいるのです。

日本の過去の侵略戦争、植民地政策の中で日本に住むことを余儀なくされた韓国・朝鮮籍の方達を主体とする定住外国人の方達は納税などの義務を果たしているにもかかわらず、選挙権を認められていないのです。

国籍がどうであれ、長年、地域住民として生活し、税金まで払っている定住外国人の方達が選挙権を有し、政治に参加することは当然ではないでしょうか？ スウェーデンなど先進諸外国では一定の期間、定住している外国人の選挙権を認めています。

昨年5月、4人の県内在住韓国人の方達が国とそれぞれの住む市、町選挙管理委員会を相手どり、選挙権がないことの違法確認と損害賠償の訴訟を福井地裁に起こしました。この裁判を支援しながら、定住外国人の差別をなくし、諸権利を獲得していくため、在日外国人の参政権を考える会が結成され、活動しています。ぜひ、会員になっていただき、共に生きる真の国際化をめざしましょう！！

在日外国人の参政権を考える会・福井

連絡先 代表 嶋田 千恵子 福井市 西方1丁目2-11

TEL 0776(21)8008